

ぎふの木づかい施設設計支援事業費補助金実施要領

平成30年4月2日 県流第9号部長通知

(目的)

第1条 多くの県民の利用が見込まれる商業・観光・医療施設等、非住宅分野における県産材の幅広い用途での需要を拡大することを目的として、ぎふ性能表示材推進制度実施要領（平成22年6月11日施行。以下「性能表示制度」という。）により認証された木材（以下、「ぎふ性能表示材」という。）、または岐阜証明材推進制度実施要領（平成19年4月1日施行）により産地、合法性を証明された木材（以下、「ぎふ証明材」という。）等を構造材及び内装材に一定量以上使用した施設を設計した建築事務所・工務店に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その取扱いは岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号林政部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 申請施設

当該事業補助金の交付を受けようとする商業・観光・医療施設等

(2) 構造材

土台、束、大引き、柱、梁、桁、胴差し、母屋、棟木、隅木に使用される部材

(3) 内装材

施設内部の床面、壁面および天井面に内装仕上げとして施工される部材

(4) 角材

木口の短辺が75mm以上のもの

(5) 板材

前号に規定する角材以外のもの

(6) JAS材

JAS認定を受けたぎふ証明材

(補助金交付対象者の要件)

第3条 補助金の交付対象は、次の各号の全てに該当する施設を設計した県内の建築事務所・工務店（支店、営業所も可）とする。

(1) 多くの県民の利用が見込まれる県内の商業・観光・医療施設等(賃貸物件を含む)。

ただし、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する業を営む施設は除く。

(2) 別表の木材使用量を満たし、新築又は改修工事を行った施設。

(3) 県が実施する設計に対する他の補助金を受けない施設

(4) 補助事業実施年度の前年度の申請期限の翌日（平成30年度事業については平成30年4月10日）から補助事業実施年度の2月末（末日が休日の場合はその直前

の平日) までに対象とする工事が完了した施設。

- (5) 「木造建築マイスター加算」を申請する場合は、設計に携わった建築士が「岐阜県木造建築マイスター」の認定を受けていること。

(補助金の額)

第4条 補助単価は別表のとおりとする。なお、「木造建築マイスター加算」を申請する場合は、設計に携わった建築士が「岐阜県木造建築マイスター」の認定を補助事業実施年度の前年度までに受けていなければならない。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、事業申込書兼補助金交付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付し、補助事業実施年度の2月末日までに、申請施設の建築場所を所管する農林事務所長(以下「所長」という。)を経由して知事に提出しなければならない。

- (1) 県産材使用量計算書(様式第2号)
- (2) 建築場所を表示した位置図・各階の平面図
- (3) ぎふ証明材で内装木質化した箇所がわかる図面(例:平面図、展開図等に該当箇所を色塗りしたもの等)
- (4) 使用した木材がぎふ証明材、ぎふ性能表示材、JAS材であることがわかる書類(納品伝票等)
- (5) 新築の場合は、構造材にぎふ性能表示材等を使用した該当箇所の写真を部材ごとに2枚以上、内装材にぎふ証明材を使用した該当箇所の写真を2枚以上
- (6) 改修の場合は、内装工事の着手前及び完了後の該当箇所の写真を2枚以上
- (7) 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号、以下「建築基準法」という。)第6条第1項第1号から第4号の申請が必要な工事については、同法第6条第1項の確認済通知書(建築確認済証、第一面から第四面まで)の写し。
- (8) (7)以外の工事のうち、建築基準法第15条第1項に基づき届けが必要な工事については、同項の建築工事届の写し。
- (9) 設計を請け負った契約書の写し
- (10) 木造建築マイスター加算を申請する場合は、「岐阜県木造建築マイスター認定書」の写し。

- 2 所長は、前項により提出された申請書及び添付資料に不備がないと判断したときは、当該申請書に受理印を押して、写しを申込者に交付する。
- 3 所長は、受理した申請書に受付番号と受付年月日を記入し、その件数を翌日までに申請者管理票(様式第3号)により、県産材流通課長へ報告するものとする。
- 4 申請書は、別に定める補助予定棟数の範囲内で受理し、申請数が補助予定棟数を超える場合には、補助予定棟数を超えた日に受理した申請書の中で抽選により選定する。

(申請内容の変更)

第6条 申込者は、前条の申請書を提出後、申請書の記載内容に変更がある場合は補助施設内容変更届(様式第4号)を提出し、補助条件の確認を受けなければならない。

- 2 申込者は、申請書提出後に取り下げが必要となった場合は、取り下げ書(様式第5号)

を提出するものとする。

(事業の確認)

第7条 所長は第5条第1項による申請書の受理後、別に定める確認要領（以下「確認要領」という。）により事業確認を行うものとする。

- 2 事業確認として現地確認を行う場合、申込者又は申請施設の施工者は現地確認に立ち会うものとし、確認要領第2条第2項に規定する確認者（以下「確認者」という。）は申請施設の現地確認の日程を決定する。
- 3 確認者は、事業確認後、確認調書（様式第6号）を作成するものとする。

(補助施設等の採択等)

第8条 知事は、前条の事業確認の結果、補助金の交付が適当であるとの報告のあった申請施設について、交付決定するものとする。

- 2 前項により決定した申請施設（以下「補助施設」という。）の申込者に対し、知事は、規則第5条第1項及び第14条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を通知（様式第7号）するものとする。

なお、林政部長（以下「部長」という。）は、補助施設として採択しなかった申込者に対して、不採択を通知（様式第8号）するものとする。

- 3 部長は、前項の結果を補助施設採択結果一覧（様式第9号）により所長に通知するものとする。

(補助金の請求・支払)

第9条 申込者は、前条の交付決定の通知を受けた場合、別に定める期日までに補助金交付請求書（様式第10号）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、申込者から前項の補助金交付請求書の提出があった場合、受理した日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金交付対象者の協力)

第10条 補助金の交付を受けたものは、県産材の利用拡大のため、県からの県産材を使った施設等に関するアンケートへの協力、補助施設に関する情報提供等に協力するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し及び返還)

第11条 申込者又は補助金の交付を受けた者が、提出した書類に虚偽の事項を記載、又は補助金の交付に関し、不正な行為があった場合、知事は、補助金の交付決定の取り消し、交付した補助金の返還を命ずることができる。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の処分に関して補助金の返還を命じられたときは、規則の定めるところにより返還しなければならない。

(その他)

第12条 所長は申請書、確認調書の写しをとりまとめ、部長に提出するものとする。

- 2 この要領に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

附 則 （平成30年4月2日県流第9号部長通知）

- 1 この要領は、平成30年4月10日から適用する。

別表（要領第3条、第4条関連）

項目 (使用木材)		1施設あたり の条件	補助単価	補助金の上限額
構造材 (ぎふ性能表示材 又はJAS材)		4 m ³ 以上	20,000円/m ³	200,000円
内装材 (ぎふ証明材)	板材	20 m ² 以上	2,000円/m ²	200,000円
	角材	4 m ³ 以上	20,000円/m ³	
構造材と内装材 をあわせて使用		上記のとおり	上記のとおり	200,000円
木造建築マイスター加算		—	50,000円/件	—